

# (仮称)茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例【概要】

## 条例制定の目的(前文・第1条)

### 現状

- 犬や猫は家族同様の存在
- 一方で多くの犬や猫が殺処分されている現状にある
- 犬や猫の命の大切さを認識する必要

### 宣言

- 犬猫の殺処分ゼロを目指す
- 県民が犬や猫と共に幸せに暮らせる社会の実現に向けて行動する

### 目的(第1条)

- 犬及び猫の適正な飼養に関する関係者の責務を定める
- その他の必要な事項を定める

### 殺処分頭数の減少

- 県民が犬や猫と共に幸せに暮らせる社会の実現に寄与

## 定義(第2条)

「販売業者」、「購入者」、「譲渡者」、「殺処分ゼロ」

## 県及び関係者の責務(第3条 ~ 第5条)

### 県の責務

- (第3条)
- 所有者等に対する知識の普及啓発
  - 販売業者に対する適正な販売に関する指導
  - 殺処分頭数の減少に資する活動を行う人材及び団体の育成

### 関係者の責務

#### 所有者(第4条)

(犬又は猫の)  
終生飼養, 繁殖制限, マイクロチップの装着等

#### 販売業者等(第5条)

購入者の終生飼養の可能性を確認  
※譲渡者に準用

## 県の取組(第6条 ~ 第9条)

### 犬及び猫の命の尊さを学ぶ場の設定等(第6条)

- 広く県民が犬及び猫の命の尊さを学ぶ場を設ける
- 学校等の教育において犬及び猫の命の尊さを学ぶ場を設けるため, 学校等への支援を実施

### 所有者がいない猫に対する取組への支援(第8条)

- 所有者がいない猫を新たに生じさせないための地域住民等による取組(※)への支援を実施

### 犬猫愛護週間(第7条)

- 犬及び猫の愛護と適正な飼養についての理解を深めるため, 犬猫愛護週間を設ける
- 週間中にふさわしい行事を行う

### 市町村への支援(第9条)

- 知識の普及啓発や協議会等の設置を行おうとする市町村への支援を実施

※例として「TNR活動」、「地域猫活動」などが挙げられる

- ・TNR活動: 飼い主のいない猫を保護し, 不妊去勢手術を施して, 元の場所に還す活動
- ・地域猫活動: 役割分担のもと, 地域住民で飼い主のいない猫を管理し, また, 不妊去勢手術を施す活動

## その他(第10条 ~ 第12条)

- 収容される犬及び猫の頭数を減ずるための協議(第10条)
- 茨城県動物愛護管理推進計画との関係, 計画の進捗状況の公表(第11条)
- 財政上の措置(第12条)

## 施行日

公布の日